

一般財団法人 藤井財団

奨学生（給付型）募集要項

- 1 当法人は、2021年に学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、又は専修学校の専門過程（修業年限が2年以上のものに限る）への進学を予定している方へ奨学金を支給します。

この給付型奨学金については受給者の返還義務はありません。

2. 採用予定人数 3名

3. 奨学金の給付月額・給付期間

学校種別	給付月額	給付期間
大 学	30,000 円	2021 年 4 月より 2025 年 3 月まで
大学院 博士前期課程・修士課程	30,000 円	2021 年 4 月より 2025 年 3 月まで
大学院 博士後期課程	30,000 円	2021 年 4 月より 2024 年 3 月まで
短期大学	30,000 円	2021 年 4 月より 当該学校の最短修業年限の 3 月まで
専修学校 専門課程	30,000 円	2021 年 4 月より 当該学校の最短修業年限の 3 月まで

4. 応募資格

2021年に学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、又は専修学校の専門過程（修業年限が2年以上のものに限る）への進学を予定している方で次に該当する方

- (1) 鳥取県倉吉市、東伯郡の各町域内に居住していること
- (2) 学業成績が優秀であること
- (3) 経済的理由により就学が困難であると認められること
- (4) 在学する学校長等の推薦する者であること

5. 採用の決定

4. の応募資格を満たす応募者の中から当法人の定めるところにより決定します。

※ 採用定員の関係上、応募資格を有する方すべてが給付を受けられるとは限りません。

6. 応募に際しての提出書類等

(1) 提出書類

- ① 奨学金（給付型）申込書
- ② 在学証明書
- ③ 学業成績証明書
- ④ 推薦書（注）
- ⑤ 家計状況を証する書類（所得以外の経済的理由により就学が困難な事情がある方はそれが分かる書類等）
- ⑥ 個人情報の取扱いに関する同意書

(2) 募集期間

2020年12月14日（月）～ 2021年 1 月29日（金）

(3) 書類提出先

〒682-0021

鳥取県倉吉市上井27番地1

一般財団法人 藤井財団

※応募書類は返却しません。

7. 選考結果の通知

奨学生の採否通知は、2021年2月下旬に本人および在籍校宛に通知の予定です。

8. 奨学生の義務

- (1) 当法人の奨学金の給付を受けている方は、毎年4月末までに次の書類を当法人代表理事あてに提出すること

- ① 学業成績表
- ② 在籍証明書

- (2) 奨学金の給付を受けている方は、次のいずれかの事由が生じた場合には、直ちに当法人に届け出ること

- ① 休学、復学、転学、退学、停学その他処分を受けたとき
- ② 留学するとき
- ③ 住所・氏名の変更があったとき

- (3) 給付の停止・取消し

上記の「奨学生の義務」を守ることができない場合は、奨学金の給付を停止し、または取消すことがあります。

9. その他

- (1) 奨学金の振込時期について

7月から奨学金の支給を開始します。7月に4月から7月分を一括支給し、8月以降は毎月当月分を支給します。

10. 個人情報の取り扱いについて

提供いただいた個人情報は、選考手続に際し選考者等へ提供するほか、奨学金の給付、奨学生に対する通知連絡、その他利用目的に必要な範囲内のみで利用させていただきます。

(注) 推薦書について・・・当法人の様式がございますが、他の様式等でも結構です。ただし、他の様式を用いる場合には、本様式の記載事項を参考にしていただきますようお願いいたします。